

記者発表（ 発表 ・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	T E L	発表者名 （担当係長名）	その他の 配布先
2／2 （月） 14:00	東播磨県民局 県民躍動室 環境課	ダイヤルイン 079-421-9130	環境参事 加藤 朋子 （環境課長 坂本 美徳）	県政記者クラブ （同時発表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について

令和8年2月2日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

記

1 行政処分の内容

- (1) 住 所 兵庫県加古川市山手三丁目5番7号
- (2) 名称及び代表者 有限会社だるま商店
代表取締役 堤 孝仁
- (3) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- (4) 処分年月日 令和8年2月2日

2 兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
・許可年月日	令和2年12月2日
・許可番号	第02804123111号
・許可の有効年月日	令和7年12月1日
・取扱産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上8種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

3 処分の理由

被処分者の役員は、法違反により罰金の刑に処せられ、令和5年7月14日にその刑の執行が終了し、その日から5年を経過しないため。